

平成19年度政策評価書(事後評価)

政策分野：共生社会政策

政策名	障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)
担当部局	政策統括官(共生社会政策担当)付参事官(障害者施策担当)(参事官：須田 康幸)
評価方式	総合評価方式

1 政策の概要及び予算額

(1) 政策の概要

障害者基本計画は、障害者基本法の規定に基づき、政府が障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものである。その策定等に当たっては、障害当事者等により構成する中央障害者施策推進協議会の意見を聴くこととされている。現行障害者基本計画は、平成14年12月に閣議決定されているところである。

また、障害者基本法の規定に基づき、障害者基本計画を基本として、都道府県障害者計画及び市町村障害者計画が策定されることとされている。

障害者基本計画は、その前身となる「障害者対策に関する長期計画」(昭和58年度～平成4年度)及び「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年度～14年度)における「リハビリテーション」及び「ノーマライゼーション」の理念を継承し、障害者の社会参加・参画に向けた施策の一層の推進を図るため、平成15年度から24年度までの10年間に講ずべき障害者施策の基本的方向について定めるものである。なお、これらの各計画は、国連における障害者の十年等の各期間に対応しているものである。

障害者基本計画においては、基本的な方針として、我が国が目指すべき社会を、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」とすることを掲げ、その取組みは、行政だけでなく企業、NPO等すべての社会構成員がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより初めて実現できるものであり、国民一人ひとりの理解と協力を促進し、社会全体としてその具体化を着実に推進していくことが重要であるとしている。

また、同計画においては、分野別施策として、「啓発・広報」、「生活支援」、「生活環境」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「保健・医療」、「情報・コミュニケーション」及び「国際協力」の8分野にわたり、その基本的方向を提示している。

さらに、重点的に取り組むべき課題については、諸施策の着実な推進を図るため、具体的な目標及びその達成期間を定める「重点施策実施計画」を策定することとしており、具体的には、平成14年12月に、障害者施策推進本部(本部長：内閣総理大臣)において、平成15年度から19年度までを計画期間とする「重点施策実施5か年計画」が決定されている。

障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画に基づく諸施策は、上記の8施策分野に係る関係各府省においてそれぞれ実施されているところであり、その実施状況等については、毎年度、内閣府において調査把握し、中央障害者施策推進協議会等に報告するとともに、これを公表しているところである。

(2) 関係予算額(単位：百万円)

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1,238,357	1,298,481	1,332,433	1,376,228	1,489,571

(注) 予算額については、障害者施策関係の額を特定できるものについての合計額を計上している。

2 政策の効果の発現状況及び政策全体の評価

(1) 政策の効果の発現状況

障害者基本計画においては、分野別施策として、「啓発・広報」、「生活支援」、「生活環境」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「保健・医療」、「情報・コミュニケーション」及び「国際協力」の8分野にわたり、その基本的方向を提示しているが、具体的な政策については、これに基づく各府省における個別施策として発現することとなるものである。

「啓発・広報」分野においては45項目、「生活支援」分野においては、132項目、「生活環境」分野においては、69項目、「教育・育成」分野においては、52項目、「雇用・就業」分野においては、90項目、「保健・医療」分野においては、106項目、「情報・コミュニケーション」分野においては、74項目及び「国際協力」分野においては、17項目、8分野の合計で585項目の個別施策項目として実施されているところである。

また、重点施策実施5か年計画においては、重点的に実施する施策及びその達成目標等が規定されており、これについても、各府省における個別の施策項目として実施されているところである。

これらの詳細については、以下の「3 分野別評価」で明らかにすることとしている。

(2) 政策全体の評価

障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画に基づく関係諸施策の実施状況等は、上記(1)及び3のとおりとなっている。

また、重点施策実施5か年計画における数値目標に係る実施状況については、5 参考文献及びデータ等のとおりである。

平成19年度においては、障害者基本計画の後期5年間に係る新たな重点施策実施5か年計画の策定に関し、障害者施策推進本部（課長会議）等において検討が行われたが、その際には、障害当事者、その家族、関係団体、学識経験者等延べ120の団体・個人からの意見聴取が行われたほか、中央障害者施策推進協議会においても議論がなされたところである。

これらの過程を経て、同年12月に平成20年度を初年度とする新たな重点施策実施5か年計画（障害の有無にかかわらず国民誰もが互いに支え合い共に生きる社会へのさらなる取組）が障害者施策推進本部において決定されたところであるが、同計画においては、前期における障害者施策に関し、「基本計画及び現行「重点施策実施5か年計画」に基づき、共生社会の実現に向けて着実に推進されてきた」との評価がなされているところである。

<今後の取組方針>

今後においては、自立と共生の理念の下に、共生社会の実現に寄与するため、障害者基本計画及び新たな重点施策実施5か年計画に基づき、着実な施策展開を図ることとしている。

また、「障害者権利条約」について可能な限り早期の締結を目指して必要な国内法令の整備を図っていくこととしている。

3 分野別評価

(1) 啓発・広報

① 施策の概要及び予算額

<施策の概要>

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るととも

に、障害及び障害者に関する国民理解を促進するため、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進する。

- ・啓発・広報活動の推進
- ・福祉教育等の推進
- ・公共サービス従事者に対する障害者理解の促進
- ・ボランティア活動の推進

<予算額（単位：百万円）>

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
—	—	—	125	129

<講じられた主な施策> ※ 資料 1 参照

啓発・広報活動の推進、福祉教育等の推進、公共サービス従事者に対する障害者理解の促進、ボランティア活動の推進の各施策を実施した。

② 政策効果の発現状況

- ・ 啓発・広報活動の推進については、「重点施策実施 5 か年計画」（平成 14 年 12 月 24 日障害者施策推進本部決定）において、「共生社会」の用語・考え方の周知度について 50%の数値目標が設定されているところであるが、平成 18 年度においては 40.2%であったところであり、概ね順調に進捗している。
- ・ 福祉教育等の推進については、障害者への理解を深めるなどの観点から障害者との交流を位置づけた学習指導要領の実施や、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習に関する事例集の作成・配付、「障害者に関する正しい知識の普及事業」の実施など、概ね順調に進捗している。
- ・ 公共サービス従事者に対する障害者理解の促進については、平成 16 年 6 月、障害者基本法が改正され、基本理念等に「障害を理由とする差別禁止」が明記されるとともに、従来あった「障害者の日」が「障害者週間」に改められたことを受け、「障害者施策推進課長会議」の下に、関係省庁の職員等により構成される「公共サービス適切対応推進チーム」を設置し、政府一体となった取組を推進。平成 17 年 4 月、「公共サービス窓口における配慮マニュアル ～障害のある方に対する心の身だしなみ～」を障害者施策推進本部決定として公表するなど、概ね順調に進捗している。
- ・ ボランティア活動の推進については、障害者とのふれあい体験など様々な体験活動を行う「豊かな体験活動推進事業」を平成 18 年度は 923 校（平成 15 年度は 805 校）で実施したことや、地域におけるボランティア促進のための多彩なプログラム開発を行い、ボランティア活動の全国的な展開を図る「地域ボランティア活動推進事業」を平成 18 年度は 588 地域（平成 17 年度は 475 地域）で実施するなど、概ね順調に進捗している。
- ・ 啓発・広報分野については、新たに重点施策実施 5 か年計画（平成 19 年 12 月 25 日障害者施策推進本部決定）において、啓発・広報活動の推進、福祉教育等の推進、公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進、ボランティア活動の推進がそれぞれ計画に定められたところであり、引き続き、重点施策実施 5 か年計画に基づき、着実に施策を推進していくこととしている。

③ 施策の評価

全体として、概ね順調に推移しているものと評価している。今後においては、自立と共生の理念の下に、共生社会の実現に寄与するため、障害者基本計画及び新たな重点施策実施5か年計画に基づき、着実な施策展開を図ることとしている。

(2) 生活支援

① 施策の概要及び予算額

<施策の概要>

利用者本位の考え方にたって、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの量的・質的充実に努め、すべての障害者に対して豊かな地域生活の実現に向けた体制を確立する。

- ・利用者本位の生活支援体制の整備
- ・在宅サービス等の充実
- ・経済的自立の支援
- ・施設サービスの再構築
- ・スポーツ、文化芸術活動の振興
- ・福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援
- ・サービスの質の向上
- ・専門職種の養成・確保

<予算額（単位：百万円）>

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
—	—	—	771, 545	809, 316

<講じられた主な施策> ※ 資料 1 参照

利用者本位の生活支援体制の整備、在宅サービス等の充実、経済的自立の支援、施設サービスの再構築、スポーツ、文化芸術活動の振興、福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援、サービスの質の向上、専門職種の養成・確保の各施策を実施した。

② 政策効果の発現状況

- ・利用者本位の生活支援体制の整備については、身体障害者の相談支援を行う市町村障害者生活支援事業（市町村事業）（平成 17 年度まで）、知的障害者及び障害児の相談支援を行う障害児（者）地域療育等支援事業（都道府県事業）（平成 17 年度まで）を実施し、平成 17 年度はそれぞれ 422 箇所、656 箇所（平成 15 年度はそれぞれ 374 箇所、536 箇所）であり、概ね順調に進捗している。
- ・在宅サービス等の充実については、「重点施策実施 5 か年計画」（平成 14 年 12 月 24 日障害者施策推進本部決定）において、下記表のとおり、数値目標が設定されてところであるが、平成 18 年度においてはそれぞれ概ね順調に進捗している。
- ・経済的自立の支援については、平成 16 年 6 月に成立した「国民年金等の一部を改正する法律」により、障害基礎年金と老齢厚生年金の併給が可能となり、障害を持ちながら働いたことが年金制度において評価される仕組みに改正（平成 18 年 4 月施行）されたことなどから、概ね順調に進捗している。

- ・ 施設サービスの再構築については、施設に入所する障害者の地域移行を促進し、障害者の地域生活を支援するため、サービス利用援助、住居や活動の場の確保に関する支援を行う「障害者地域生活推進特別モデル事業」を実施などにより概ね順調に進捗しているものと評価している。
- ・ スポーツ、文化芸術活動の振興については、障害者スポーツ指導員の認定が平成 18 年度は 22,838 人（平成 15 年は 20,085 人）となるなど、概ね順調に進捗している。
- ・ 福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援については、TAIS（福祉用具を身体状況に合わせて適正に選択するために、用具の仕様、構造、性能等の情報を全国の製造事業者や輸入事業者から情報収集・データベース化し、多様な媒体を通じて情報発信するシステム）を構築や、優れた技術や創意工夫のある福祉用具の実用化を行う民間企業に対し、NEDO を通じて広く公募を行い、研究開発費の補助を実施。制度発足以来平成 18 年度末までに 157 件のテーマを採択するなど、概ね順調に進捗している。
- ・ サービスの質の向上については、事業者段階における苦情解決体制の整備については、全国主管課長会議等において各都道府県に対し、指導・助言の徹底を依頼。また、事業者段階で設置している第三者委員を対象とした専門研修会や、都道府県社会福祉協議会に設置している運営適正化委員会の事務局員を対象とした全国会議を開催し、より効果的で適切な苦情解決を促進するなど、概ね順調に進捗している。
- ・ 専門職種の養成・確保については、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士の資格登録が平成 18 年度はそれぞれ 83,425 人、30,326 人、564,806 人（平成 15 年度はそれぞれ 48,736 人、18,321 人、368,716 人）であり、概ね順調に進捗している。
- ・ 生活支援分野については、新たに重点施策実施5か年計画（平成 19 年 12 月 25 日障害者施策推進本部決定）において、利用者本位の生活支援体制の整備、地域移行の推進、スポーツ、文化芸術活動の振興、福祉用具の研究開発・普及促進と利用支援、専門職種の養成・確保についてそれぞれ計画に定めるとともに、新サービス体系に基づき9項目の新たな数値目標を設定したところであり、引き続き、重点施策実施5か年計画に基づき、着実に施策を推進していくこととしている。

達成目標	数値目標	計画開始前 〈実績ベース〉	平成 18 年度 〈実績ベース〉	
ホームヘルパー	約 60,000 人	42,722 人 (14 年度末)	平成 18 年度より新サービス体系へ移行	障害者自立支援法 新サービス体系
ショートステイ	約 5,600 人分	4,126 人分 (14 年度末)	平成 18 年度より新サービス体系へ移行	【訪問系サービス】 ・ 居宅介護等
デイサービス	約 1,600 か所	1,164 か所 (14 年度末)	平成 18 年度より新サービス体系へ移行	3,164,123 時間 (平成 18 年度)
障害児通園（児童デイサービス）事業	約 11,000 人分	529 か所 (14 年度末)	平成 18 年度より新サービス体系へ移行	【日中活動系サービス等】 ・ 自立訓練（機能訓 537
グループホーム	約 30,400 人分	18,807 人分 (14 年度末)	平成 18 年度より新サービス体系へ移行	人日（18 年度） ・ 自立訓練（生活訓練）
福祉ホーム	約 5,200 人分	3,354 人分 (14 年度末)	4,711 人分 (18 年度末) 一部、平成 18 年 10 月より新サービスへ移行	36,926 人日（18 年度） ・ 就労移行支援 62,255 人日（18 年度） ・ 就労継続支援 A 型

通所授産施設	約 73,700 人分	52,249 人分 (14 年度末)	71,899 人分 (18 年度末) 一部、平成 18 年 10 月より新サービス体系へ移行	29,264 人日 (18 年度) ・就労継続支援 B 型 65,255 人日 (18 年度) ・児童デイサービス
重症心身障害児(者)通園事業	約 280 か所	174 か所 (14 年度末)	263 か所 (18 年度末)	202,111 人日 (18 年度) ・短期入所
精神障害者地域生活支援センター	約 470 ヶ所	377 か所 (14 年度末)	平成 18 年度より新サービス体系へ移行	151,961 人日 (18 年度) ・療養介護
精神障害者ホームヘルパー (上記「ホームヘルパー」の内数)	約 3,300 人	—	平成 18 年度より新サービス体系へ移行	2,006 人 (18 年度) ・地域活動支援センター
精神障害者グループホーム (上記「グループホーム」の内数)	約 12,000 人分	5,412 人分 (14 年度末)	平成 18 年度より新サービス体系へ移行	I 型: 502 か所 II 型: 356 か所 III 型: 518 か所 (18 年度)
精神障害者福祉ホーム (上記「福祉ホーム」の内数)	約 4,000 人分	2,634 人分 (14 年度末)	2,498 人分 (18 年度末) 一部、平成 18 年 10 月より新サービス体系へ移行	【居住系サービス】 ・共同生活援助 共同生活介護 37,499 人 (18 年度)
精神障害者生活訓練施設(援護寮)	約 6,700 人分	5,306 人分 (14 年度末)	5,772 人分 (18 年度末) 一部、平成 18 年 10 月より新サービス体系へ移行	・施設入所支援 3,749 人 (18 年度)
精神障害者通所授産施設 (上記「通所授産施設」の内数)	約 7,200 人分	4,916 人分 (14 年度末)	6,262 人分 (18 年度末) 一部、平成 18 年 10 月より新サービス体系へ移行	(地域活動支援センターを除く各サービスの数値については、平成 19 年 3 月の月間の数値。 地域活動支援センターについては、平成 19 年 3 月末時点施設数である)

(注) 1 「達成目標」欄において、平成 19 年度以外の時限を設けているものは【 】書きで表記。

2 目標を段階的に定めているものは、最終目標を()書きで併記している。

③ 施策の評価

全体として、概ね順調に推移しているものと評価している。今後においては、自立と共生の理念の下に、共生社会の実現に寄与するため、障害者基本計画及び新たな重点施策実施 5 年計画に基づき、着実な施策展開を図ることとしている。

(3) 生活環境

① 施策の概要及び予算額

<施策の概要>

誰もが、快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進する。

このため、障害者等すべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、建築物、公

公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちなかまで連続したバリアフリー環境の整備を推進する。

また、防災、防犯対策を推進する。

- ・住宅、建築物のバリアフリー化の推進
- ・公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進
- ・安全な交通の確保
- ・防災、防犯対策の推進

<予算額（単位：百万円）>

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
—	—	—	369,071	378,739

<講じられた主な施策> ※ 資料 1 参照

住宅、建築物のバリアフリー化の推進、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進、安全な交通の確保、防災、防犯対策の推進の各施策を実施した。

② 政策効果の発現状況

- ・住宅、建築物のバリアフリー化の推進については、「重点施策実施 5 か年計画」（平成 14 年 12 月 24 日障害者施策推進本部決定）において、バリアフリー化された住宅ストックを平成 27 年度までに 2 割とすること及び、窓口業務を行う官署が入居する国土交通省所管の既存官庁施設のバリアフリー化を平成 22 年度までに 100% とすることが数値目標として設定されてところであるが、平成 15 年度においてはバリアフリー化された住宅ストックは 3.4%（平成 10 年度は 2.7%）、窓口業務を行う官署が入居する国土交通省所管の既存官庁施設のバリアフリー化は 71%（平成 14 年度は 57%）であったところであり、概ね順調に進捗している。
- ・公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進については、「重点施策実施 5 か年計画」において、下記表のとおり数値目標が設定されており、概ね順調に進捗している。
- ・安全な交通の確保については、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路その他整備が必要であると認められる道路において、バリアフリー対応型信号機、歩車分離式信号、PIGS 等の整備を推進しており、平成 18 年末現在、バリアフリー対応型信号機は 28,523 基（平成 15 年度は 23,076 基）、歩車分離式信号及び PIGS についてはそれぞれ 4,281 基、562 基（平成 15 年度はそれぞれ 2,870 基、461 基）であり、概ね順調に進捗している。
- ・防災、防犯対策の推進については、「重点施策実施 5 か年計画」において、災害時要援護者の入院・入居施設の保全について、平成 19 年度までに 240 施設とすることを数値目標として設定しているところであるが、平成 18 年度においては約 190 施設であったところであり、概ね順調に進捗している。
- ・生活環境分野については、新たに重点施策実施 5 か年計画（平成 19 年 12 月 25 日障害者施策推進本部決定）において、住宅・建築物のバリアフリー化の推進、公共交通機関、歩行空間等のバリアフリー化等の推進、安全な交通の確保、運転免許取得希望者等に対する利便の向上、防災、防犯対策の推進についてそれぞれ計画に定めるとともに、都市公園等に係る 7 項目の新たな数値目標を設定したところであり、引き続き、重点施策実施 5 か年計画に基づき、着実に施策を推進していくこととしている。

達成目標		数値目標	計画開始前 (実績ベース)	平成 18 年度 (実績ベース)
バリアフリー化された住宅ストック		【27 年】 2 割	2.7% (14 年度)	3.4% (15 年度)
窓口業務を行う官署が入居する国土交通省所管の既存官庁施設のバリアフリー化		【22 年】 100%	57% (14 年度末)	71.0% (18 年度末)
一日平均利用者 5 千人以上の公共交通機関の段差解消 (平成 22 年までには段差解消、誘導ブロック、障害者用便所の設置 100%)	鉄軌道駅	【17 年】 約 60% (22 年までには 100%)	39.0% (14 年度末)	62.8% (18 年度末)
	バスターミナル	【17 年】 約 80% (22 年までには 100%)	71.1% (14 年度末)	76.2% (18 年度末)
	旅客船ターミナル	【17 年】 約 70% (22 年までには 100%)	55.6% (14 年度末)	88.9% (18 年度末)
	航空旅客ターミナル	【17 年】 約 70% (22 年までには 100%)	0% (14 年度末)	65.2% (18 年度末)
バリアフリー化鉄軌道車両		【17 年】 約 20% (22 年までには約 30%)	19.4% (14 年度末)	41.8% (20.0%注 3) (18 年度末)
低床化バス車両		【17 年】 約 30% (27 年までには 100%)	13.8% (14 年度末)	33.1% (18 年度末)
ノンステップバス		【17 年】 約 10% (22 年までには 20~25%)	6.5% (14 年度末)	17.7% (18 年度末)
バリアフリー化旅客船		【17 年】 約 25% (22 年までには 50%)	2.1% (14 年度末)	11.5% (18 年度末)
バリアフリー化航空機		【17 年】 約 35% (22 年までには約 40%)	24.5% (14 年度末)	54.4% (18 年度末)
福祉タクシー		【17 年】 2,600 台	3,276 台 (14 年度末)	9,651 台 注 3 (18 年度末)
主要鉄道駅等周辺における主な道路のバリアフリー化		53%	17% (14 年度末)	44.0% (18 年度末)
災害時要援護者の入院・入居施設の保全		240 施設	—	約 190 施設 (18 年度末)

(注) 1 「達成目標」欄において、平成 19 年度以外の時限を設けているものは【 】書きで表記。

2 目標を段階的に定めているものは、最終目標を（ ）書きで併記している。

3 バリアフリー新法に基づく移動等円滑化基準（基準強化後）による数値。

③ 施策の評価

全体として、概ね順調に推移しているものと評価している。今後においては、自立と共生の理念の下に、共生社会の実現に寄与するため、障害者基本計画及び新たな重点施策実施 5 年計画に基づき、着実な施策展開を図ることとしている。

(4) 教育・育成

① 施策の概要及び予算額

<施策の概要>

障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害、注意欠陥／多動性障害、自閉症などについて教育的支援を行うなど教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応する。

- ・一貫した相談支援体制の整備
- ・専門機関の機能の充実と多様化
- ・指導力の向上と研究の推進
- ・社会的及び職業的自立の促進
- ・施設のバリアフリー化の促進

<予算額（単位：百万円）>

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
—	—	—	112, 488	113, 300

<講じられた主な施策> ※ 資料 1 参照

一貫した相談支援体制の整備、専門機関の機能の充実と多様化、指導力の向上と研究の推進、社会的及び職業的自立の促進、施設のバリアフリー化の促進の各施策を実施した。

② 政策効果の発現状況

- ・一貫した相談支援体制の整備については、在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業を実施（平成 18 年 9 月まで）や、自閉症等の特有な発達障害を有する障害児等に対応するための発達障害者支援センター設置などを推進し、障害児（者）地域療育等支援事業については平成 18 年度、656 箇所（平成 15 年度は 536 箇所）、発達障害者支援センターを設置については平成 18 年度 52 箇所（平成 15 年度は 19 箇所）であったことや、障害のある子どもに対して、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制を整備するための「特別支援教育体制推進事業」の事業対象を平成 17 年度から幼稚園及び高等学校にも拡大したこと、盲・聾・養護学校において、関係機関と連携して一貫した教育的支援を行うための「個別の教育支援計画」の策定を推進するための事業を実施し、平成 17 年 3 月には、『盲・聾・養護学校における「個別の教育支援計画」について（報告書）を取りまとめたことなどから、概ね順調に進捗している。
- ・専門機関の機能の充実と多様化については、在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児（者）地域療育等支援事業などを実施（平成 18 年 9 月まで）し、平成 18 年度は 656 箇所（平成 15 年度は 536 箇所）であったこと、また、平成 18 年 6 月の学校教育法の一部改正（平成 19 年 4 月 1 日施行）により、従来の盲・聾・養護学校の制度について複数の障害種別に対応することができる特別支援学校の制度に転換するとともに、特別支援学校については、その専門性を生かして小・中学校等に対する支援を行う機能（センター的機能）を明確に位置づけたことなどから概ね順調に進捗している。
- ・指導力の向上と研究の推進については、平成 18 年 6 月の学校教育法の一部改正（平成 19 年 4

月1日より施行)により、従来の盲・聾・養護学校の制度を複数の障害種別に対応することができる特別支援学校の制度に転換するとともに、盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状に一本化し、その取得に当たっては様々な障害についての基礎的な知識・理解と、特定の障害についての専門性を確保することとしたことや、「盲・聾・養護学校教員専門性向上事業」の実施等により教員の専門性の向上を図っている。また、独立行政法人国立特殊教育総合研究所においては、特別支援教育に関する政策的又は教育現場の喫緊の課題について、実際的な研究を総合的に行っている。さらに、在宅の障害児、知的障害者及びその保護者に対して身近なところでの相談・指導及び在宅サービスの利用の援助等の提供を統括的に実施する障害児(者)地域療育等支援事業などを実施(平成18年9月まで)し、平成18年度は656箇所(平成15年度は536箇所)であったところから概ね順調に進捗している。

- ・ 社会的及び職業的自立の促進については、在宅の重症心身障害児(者)に対し、通園の方法により日常生活動作、機能訓練等必要な療育を行うことにより、運動機能等の発達を促すとともに、併せて保護者等の家庭における療育技術の習得を図る重症心身障害児(者)通園事業などを実施し、平成18年度は263か所(平成15年度は204か所)であったことや、我が国の生涯学習の中核的機関である放送大学においては、障害のある在学生に対しては、放送授業の字幕放送の推進や単位認定試験における点字出題や音声出題、試験時間の延長等の配慮を行っており、大学院については、平成18年度第1学期は全学生の0.69%(平成15年度第1学期は0.20%)にあたる社会人等の障害者を受け入れているところから、概ね順調に進捗している。
- ・ 施設のバリアフリー化の促進については、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行(平成15年4月)に伴い、学校施設が新たにバリアフリー化の努力義務の対象となったこと及び、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の施行(平成18年12月)に伴い、盲・聾・養護学校の既存建物が基準適合努力義務の対象となったことを踏まえ、学校施設におけるバリアフリー化の推進について各地方公共団体等に周知している。また、「学校施設バリアフリー化推進指針」(平成16年3月)及び「学校施設のバリアフリー化等に関する事例集」を作成(平成17年3月)し、バリアフリー化の一層の推進を図るよう各地方公共団体等に周知している。さらに、スロープ、障害者用トイレ、エレベータ等の整備を国庫補助の対象とするなど、設置者のバリアフリー化の推進を支援していることなどから、概ね順調に進捗している。
- ・ 教育・育成分野については、新たに重点施策実施5か年計画(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)において、一貫した相談支援体制の整備、専門機関の機能の充実と多様化、指導力の向上と研究の推進、社会的及び職業的自立の促進、施設のバリアフリー化の促進についてそれぞれ計画に定めるとともに、個別的教育支援計画の策定等4項目の新たな数値目標を設定したところであり、引き続き、重点施策実施5か年計画に基づき、着実に施策を推進していくこととしている。

③ 施策の評価

全体として、概ね順調に推移しているものと評価している。今後においては、自立と共生の理念の下に、共生社会の実現に寄与するため、障害者基本計画及び新たな重点施策実施5か年計画に基づき、着実な施策展開を図ることとしている。

(5) 雇用・就業

① 施策の概要及び予算額

<施策の概要>

雇用・就業は、障害者の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害者が能力を最大限発揮し、働くことによって社会に貢献できるよう、その特性を踏まえた条件の整備を図る。

- ・ 障害者の雇用の場の拡大
- ・ 総合的な支援施策の推進

<予算額（単位：百万円）>

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
—	—	—	13,777	14,549

<講じられた主な施策> ※ 資料1参照

障害者の雇用の場の拡大、総合的な支援施策の推進の各施策を実施した。

② 政策の効果の発現状況

- ・ 障害者の雇用の場の拡大については、「重点施策実施5か年計画」（平成14年12月24日障害者施策推進本部決定）において、ハローワークの年間障害者就職件数について、平成19年度までに30,000人とする事、及び雇用障害者数については平成20年度までに600,000人とする事を数値目標として設定しているところであるが、平成18年度においてはハローワークの年間障害者就職件数は43,987人（平成14年度は28,354人）、雇用障害者数については平成18年度は496,000人であったところであり、概ね順調に進捗している。
- ・ 総合的な支援施策の推進については、障害者の職業的自立を図るため、雇用、保健福祉、教育等関係機関と連携した就業面と生活面での支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター事業」などを実施しており、平成18年度はセンター数、相談・支援件数、就職件数はそれぞれ、110か所、444,871件、3,634件であったところであり、概ね順調に進捗している。
- ・ 雇用・就業分野においては、新たに重点施策実施5か年計画（平成19年12月25日障害者施策推進本部決定）において、障害者の雇用の場の拡大、総合的支援施策の推進についてそれぞれ計画に定めるとともに、一般就労への年間移行者数等19項目の新たな数値目標を設定したところであり、引き続き、重点施策実施5か年計画に基づき、着実に施策を推進していくこととしている。

○ 民間企業等における実雇用率 ※〔〕内は法定雇用率

		平成15年6月1日	平成16年6月1日	平成17年6月1日	平成18年6月1日
民間企業	一般の民間企業〔1.8%〕	1.48%	1.46%	1.49%	1.52%
	特殊法人等〔2.1%〕	2.09%	1.71%	1.53%	1.56%
国及び地方公共団体	国の機関〔2.1%〕	2.19%	2.15%	2.14%	2.17%
	都道府県の	2.49%	2.28%	2.34%	2.37%

	機関 [2.1%]				
	市町村の機関 [2.1%]	2.45%	2.20%	2.21%	2.23%
都道府県等の教育委員会 [2.0%]		1.24%	1.33%	1.39%	1.46%

○ ハローワークによる障害者の就職件数

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
就職件数	32,885 件	35,871 件	38,882 件	43,987 件

③ 施策の評価

全体として、概ね順調に推移しているものと評価している。今後においては、自立と共生の理念の下に、共生社会の実現に寄与するため、障害者基本計画及び新たな重点施策実施5か年計画に基づき、着実な施策展開を図ることとしている。

(6) 保健・医療

① 施策の概要及び予算額

<施策の概要>

障害者に対して、適切な保健サービス、医療、医学的リハビリテーション等を充実するとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、これらに対する保健・医療サービスの適切な提供を図る。

- ・ 障害の原因となる疾病等の予防・治療
- ・ 障害に対する適切な 保健・医療サービスの充実
- ・ 精神保健・医療施策の推進
- ・ 研究開発の推進
- ・ 専門職員の養成・確保

<予算額（単位：百万円）>

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
—	—	—	108,244	172,781

<講じられた主な施策> ※ 資料1参照

障害の原因となる疾病等の予防・治療、障害に対する適切な保健・医療サービスの充実、精神保健・医療施策の推進、研究開発の推進、専門職種の養成・確保の各施策を実施した。

② 政策の効果の発現状況

- ・ 障害の原因となる疾病等の予防・治療については、「重点施策実施5か年計画」（平成14年12月24日）において、周産期医療ネットワークを平成19年度までに47都道府県で確立することを数値目標として設定しているところであるが、平成18年度においては39都道府県（平成14年度は20都道府県）で確立されており、概ね順調に進捗している。

- ・ 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実については、障害の原因となる疾病等の予防・治療については、「重点施策実施5か年計画」において、周産期医療ネットワークを平成19年度までに47都道府県で確立することを数値目標として設定しているところであるが、平成18年度においては39都道府県(平成14年度は20都道府県)で確立されており、概ね順調に進捗している。
- ・ 精神保健・医療施策の推進については、「重点施策実施5か年計画」(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)において、精神科緊急医療システムを平成19年度までに47都道府県で確立することを数値目標として設定しているところであるが、平成18年度においては47都道府県(平成14年度は46都道府県)で確立されており、概ね順調に進捗している。
- ・ 研究開発の推進については、独立行政法人理化学研究所や大学等の研究機関において、「再生医療の実現プロジェクト」や「個人の遺伝情報に応じた医療の実現化プロジェクト」など、関連の研究開発を着実に推進するなど、概ね順調に進捗している。
- ・ 専門職員の養成・確保については、精神保健福祉士の登録状況が平成18年度は30,326人(15年度は18,321人)となるなど、概ね順調に進捗している。
- ・ 保健・医療分野については、新たに重点施策実施5か年計画(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)において、①障害の原因となる疾病等の予防・治療、②障害に対する適切な保健・医療サービスの充実、③精神保健・医療施策の推進、④研究開発の推進、⑤専門職種の養成・確保についてそれぞれ計画に定めるとともに、高次脳機能障害の支援拠点機関に係る数値目標を新たに設定したところであり、引き続き、重点施策実施5か年計画に基づき、着実に施策を推進していくこととしている。

③ 施策の評価

全体として、概ね順調に推移しているものと評価している。今後においては、自立と共生の理念の下に、共生社会の実現に寄与するため、障害者基本計画及び新たな重点施策実施5か年計画に基づき、着実な施策展開を図ることとしている。

(7) 情報・コミュニケーション

① 施策の概要及び予算額

<施策の概要>

IT(情報通信技術)の活用により障害者の個々の能力を引き出し、自立・社会参加を支援するとともに、障害によるデジタル・ディバイドが生じないようにするための施策を積極的に推進するほか、障害特性に対応した情報提供の充実を図る。

- ・ 情報バリアフリー化の推進
- ・ 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及
- ・ 情報提供の充実
- ・ コミュニケーション支援体制の充実

<予算額(単位:百万円)>

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
-	-	-	972	751

<講じられた主な施策> ※ 資料1参照

情報バリアフリー化の推進、社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及、情報提供の充実、コミュニケーション支援体制の充実の各施策を実施した。

② 政策の効果の発現状況

- ・ 情報バリアフリー化の推進については、独立行政法人情報通信研究機構（旧認可法人通信・放送機構）を通じ、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送役務の提供又は開発を行う者に対し、その実施に必要な経費の助成を実施し、平成 18 年度は応募数は 23 件（平成 15 年度は 15 件）、助成件数は 12 件（平成 15 年度は 6 件）であり、概ね順調に進捗しているものと評価している。
- ・ 社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及については、「重点施策実施 5 か年計画」（平成 14 年 12 月 24 日障害者施策推進本部決定）において、障害者の IT 利用支援技術者の養成・育成研修等の受講者を平成 19 年度までに 10,000 人以上とすることを数値目標として設定しているところであるが、平成 18 年度においては 16,725 人であり、概ね順調に進捗している。
- ・ 情報提供の充実については、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」（平成 5 年法律第 54 号）に基づき、独立行政法人情報通信研究機構（旧認可法人通信・放送機構）を通じて字幕番組、解説番組、手話番組の制作に対する助成を実施しており、平成 18 年度は字幕番組助成件数、手話番組助成件数、解説番組助成件数はそれぞれ、14,651 本（平成 15 年度は 6,919 本）、1,353 本（平成 15 年度は 1,748 本）、39 本（平成 17 年度は 29 本）であり、概ね順調に進捗している。
- ・ コミュニケーション支援体制の充実については、手話奉仕員等の指導を行う手話通訳指導者を養成や、地域生活支援事業において、手話奉仕員、要約筆記奉仕員及び手話通訳者等を養成することなどにより、概ね順調に進捗している。
- ・ 情報・コミュニケーション分野については、新たに重点施策実施 5 か年計画（平成 19 年 12 月 25 日障害者施策推進本部決定）において、情報バリアフリー化の推進、社会参加を支援する情報通信システムの開発・普及、情報提供の充実、コミュニケーション支援体制の充実についてそれぞれ計画に定めるとともに、字幕放送時間・解説放送時間に係る数値目標を新たに設定したところであり、引き続き、重点施策実施 5 か年計画に基づき、着実に施策を推進していくこととしている。

③ 施策の評価

全体として、概ね順調に推移しているものと評価している。今後においては、自立と共生の理念の下に、共生社会の実現に寄与するため、障害者基本計画及び新たな重点施策実施 5 か年計画に基づき、着実な施策展開を図ることとしている。

(8) 国際協力

① 施策の概要及び予算額

<施策の概要>

「アジア太平洋障害者の十年」が 2003(平成 15)年から更に 10 年間延長されたこと等も踏まえ、障害者団体間の交流、政府や民間団体による各種協力の実施等によるアジア太平洋地域への協力関係の強化に努める。

- ・ 国際協力等の推進

- ・ 障害者問題に関する国際的な取組への参加
- ・ 情報の提供・収集
- ・ 障害者等の国際交流の支援

<予算額（単位：百万円）>

平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
-	-	-	6	6

<講じられた主な施策> ※ 資料 1 参照

国際協力等の推進、障害者問題に関する国際的な取組への参加、情報の提要・収集、障害者等の国際交流の支援等の各施策を実施した。

② 政策の効果の発現状況

- ・ 国際協力等の推進については、集団研修（職業リハビリテーションと障害者の就労コースなど）や個別研修（アフリカ地域障害者の地位向上など）などを実施し、概ね順調に進捗している。
- ・ 障害者問題に関する国際的な取組への参加については、障害者権利条約の可能な限り早期の締結を目指し、「障害者施策推進課長会議」の下に、関係省庁の職員等により構成される「障害者権利条約に係る対応推進チーム」を設置し、政府一体となった取組を推進しているところであり、概ね順調に進捗している。
- ・ 情報の提供・収集については、障害のある子どもの教育に関する専門家を対象とした「OECD 諸国における障害のある児童生徒の教育に関する日本－OECD 国際ワークショップ」を開催し（平成 17 年 3 月 2～4 日）、我が国における障害のある子どもの教育を紹介するとともに、各国の状況について意見交換の実施や、アジア・太平洋及びオセアニア地域の国々の特殊教育の発展と教育の向上に資することを目的に、特殊教育専門家を招聘し特殊教育に関するセミナーを日本ユネスコ国内委員会及び国立特殊教育総合研究所の主催により毎年度実施している。平成 18 年度は「子ども一人一人を巡る教育、保健、医療、福祉等、各分野の連携・協力について」をテーマとして開催（平成 18 年 12 月・横浜市）するなどし、概ね順調に進捗している。
- ・ 障害者等の国際交流の支援については、我が国の社会活動の中心的担い手となる青年の能力の向上と相互のネットワークの形成を図るため、「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」において、高齢者関連活動、障害者関連活動、青少年案連活動等の社会活動を行っている青年の国際交流の実施や、平成 18 年度に開催された国際スポーツ大会への選手及び役員派遣に対し、「障害者スポーツ支援基金」より助成するなどし、概ね順調に進捗している。
- ・ 国際協力分野については、新たに重点施策実施 5 か年計画（平成 19 年 12 月 25 日障害者施策推進本部決定）において、国際協力の推進、障害者問題に関する国際的な取組への参加、情報の提供・収集についてそれぞれ計画に定められたところであり、引き続き、重点施策実施 5 か年計画に基づき、着実に施策を推進していくこととしている。

③ 施策の評価

全体として、概ね順調に推移しているものと評価している。今後においては、自立と共生の理念の下に、共生社会の実現に寄与するため、障害者基本計画及び新たな重点施策実施 5 か年計画に基づき、着実な施策展開を図ることとしている。

4 有識者の意見等

内閣府に設置された中央障害者施策推進協議会に対して、毎年度、「障害者基本計画」の推進状況及び「重点施策実施5か年計画」の進ちよく状況を報告し、ご議論いただいている。

(内閣府HP「中央障害者施策推進協議会」<http://www8.cao.go.jp/shougai/kyougi/index.html>)

5 参考文献及びデータ等

- ・ 講じられた主な施策（資料1）